

消費者被害アンケート*めやすばこ《終活について》 ＝トラブル事例と注意点＝

- ❖ 終活は、人生の“終わり”を意識することで、今日を前向きに“生きる”ことにつながります。その時はいつ訪れるかわかりません。皆が納得のいく“終わり”を迎えるために、今から終活をしましょう。
- ❖ そして、日頃からあなたの思いをきちんと周囲に伝えましょう。

(1) 金銭的な事柄について(相続税については複雑なので、市町村や税務署の税務無料相談窓口など専門家に相談しましょう)



生前に孫に渡した110万円。非課税になるの？

相続開始前3年以内の贈与財産は、贈与税の対象となるのでご注意ください※2023年10月時点



課税対象の遺産総額って何？

相続税の対象となる財産の総額から、基礎控除額(3,000万円+600万円×法定相続人の数)を差し引いた額です。



母が認知症の初期症状だと言われてしまいました。

金融資産や銀行口座をまとめたり、リスト化しておきましょう。本人の判断能力が十分な時に社会福祉協議会の権利擁護センターに任意後見制度などの利用を相談しましょう。

(2) 生活について



高齢者施設っていろいろあるの？

- ❖ 終末期医療(余命宣告や臓器提供、延命治療)について考えて、意思表示しておきましょう。

高齢者施設には、介護保険施設(特養、老健など)、福祉施設(ケアハウス)、民間(有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅など)、地域密着(グループホームなど)などがあります。入居後に「こんなはずではなかった」とならないよう、それぞれの施設の違いを理解しておきましょう。介護が始まるまでに、まず地域包括支援センターに相談を。

(3) デジタル終活について



スマホのパスワードは知らせておいた方がいい？

エンディングノートなどに記載しておく、遺族が必要な時に助かります。そしてエンディングノートに記載していることを伝えましょう。



他に記載した方が良いことを教えてください！

スマホやパソコンで定期購入している商品やサービス、ネット銀行の口座番号やパスワード、写真などのデータの処分方法、SNSアカウントなどがあります。

(4) 葬儀・お墓などについて



母が互助会に入っているか、知らないわ。

葬儀を済ませたあとに互助会に入っていたことがわかった！ということにならないよう、家族に知らせておきましょう。



いまから準備できることはある？

- 遺影写真は自分で選んでおくことをお勧めします。写りの良い写真を通夜までに用意するのは大変です。
- 葬儀に呼びたい人、訃報を知らせたい人のリストを準備しましょう。すでに戒名を持っている場合は家族に知らせておきましょう。
- どのように供養されたいか（入るお墓や納骨方法）を決め、伝えておきましょう。

- ❖ 互助会に入っている場合、飲食費は別途かかるなど、すべての葬儀費用を賄えるわけではありません。また、解約しようとしたら高額な解約手数料がかかったなどのトラブルもあります。
- ❖ 墓じまいの際に高額な離壇料を請求される場合もあり、事前に墓地の管理者・親族・寺院・工事を行う石材店に見積りを取り話し合しましょう。トラブルになったら、消費生活センターや無料法律相談に相談しましょう。

(5) 葬儀社について



広告で「葬儀一式〇〇円」とあったけど、この金額で賄える？

葬儀にかかる費用は「通夜からの飲食接待費」「寺院へのお布施など」「葬儀一式費用（祭壇、棺、宗教用具一式、式場使用料など）に分けることができます。広告などで見る「葬儀一式」には、飲食接待費やお布施などが含まれていない場合が多くあります。また、追加料金や予想外の出費（交通費、親戚などの宿泊費など）がかかる場合もあります。



他にどんなトラブルがある？

- 家族葬で送ったあとに訃報を知らせたら親戚とトラブルになった
- 契約内容と違うサービスの葬儀となってしまった
- 葬儀一式〇〇円という広告を見て依頼したが、実際は高額だった など



葬祭業は届出制じゃないって聞いたけど。

葬祭業は許認可・登録・届出等の法的な規制はありません。誰でもが葬祭業を営むことができます。中には電話一本で取次ぎ、斡旋をおこなっている業者もあります。日頃から近隣の信頼できる葬儀社の目星（店舗や葬儀会館を持っているか、評判は良いか、業界団体などに所属しているかなど）を気にかけたり、事前に複数の葬儀社を訪問したりすることも大切です。

- ❖ インターネットで葬儀社を紹介するサイトも多数ありますが、便利な反面、表示価格と異なり高額で請求されるトラブルも多くあります。事前相談や具体的な見積もり書を書面で出してもらえる葬儀社を選びましょう。
- ❖ 自分の考えや希望（形式、規模、予算など）をしっかりと伝えることができるよう準備しましょう。普段から家族で葬儀について話し合っておくことも大切です。

NPO 法人埼玉消費者被害をなくす会
048-844-8972
2023.10 作成

